

令和6年度予算編成方針について

本市の財政状況と予算編成の基本方針

本市の令和4年度一般会計の決算では、実質単年度収支は4億3,541万5千円となり、3年連続の黒字になったところであるが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、94.1%と令和3年度から4.9%悪化し、県内順位では14市中13位であり依然として高い比率で推移している。経常収支比率が高い要因としては、主に義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）の割合が高いことが考えられるが、令和4年度決算の義務的経費の割合は、歳出全体の50.8%を占めており、50%を超えるのは14市中3団体のみであり、財政の硬直度が高く新たな財政需要に対応することが困難な状況である。

また、将来の歳入減少や歳出増加への備えとして、年度間の財源調整を行う重要な基金である財政調整基金は、一般的に標準財政規模の10%から20%までが適正とされているが、本市の令和4年度末の基金残高は、18億1,373万円で、令和3年度と比較し、約5億円増加したものの、標準財政規模に対する財政調整基金の割合は9.5%で、県内順位では14市中13位と、景気後退による市税収入の減少や大規模災害対策、感染症対策など、不測の財政需要に備えるには依然として適正な水準に達していない。

令和5年度当初予算編成においては、財政健全化を図るため、本市の慢性的な歳出超過の解消を目指すことを最大の目標とし、全庁一丸となって、歳入の確保と歳出全般にわたる見直しを進めたところであるが、予想を上回る物価高騰による経常経費の増加や実質賃金の低下による市民生活への影響を考慮し、市民生活を守ることを最優先事項に予算編成した結果、約2億3千万円の歳出超過を財政調整基金の繰入れにより解消したところである。今後も、物価上昇が予想されるが、福祉や教育、防災・減災など、市民生活に不可欠なサービスを安定的に提供するとともに、感染症や原油価格・物価高騰対策、更には、DX（デジタルトランスフォーメーション）及びGX（グリーントランスフォーメーション）への取組など、日々変化する状況に臨機応変に対応するためには、引き続き、全庁一丸となって、財政健全化の取り組みを進める必要がある。

このような中で迎える令和6年度の日本経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、景気の回復が期待されるところではあるが、世界的な物価高騰と世界経済の減速等による景気の下振れリスクも懸念され、歳入の根幹となる市税や国税を原資とした交付金など、財源の確保が依然として不透明な状況である。歳出面では、公共施設等総合管理計

画に基づく公共施設の老朽化対策、社会保障関係経費の増加に加え、原油価格・物価高騰の影響による光熱水費をはじめとする経常経費の増加が予見されることから、スクラップ・アンド・ビルドを一層推進することにより、選択と集中を図るとともに、歳入歳出全般にわたり職員一人ひとりが徹底した見直しに取り組み、多様化する市民ニーズに応える施策展開のための財源確保に努める必要がある。

市制施行70周年を迎える令和6年度の予算編成は、大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」に基づく各種施策及び重要施策に必要な予算措置を講ずることにより、限りある経営資源を効果的・効率的に配分しながら、メリハリの効いた予算編成に取り組むとともに、引き続き、財政健全化と市民サービスとのバランスを考慮しつつ、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立するため、以下の方針に基づき、編成することとする。

第1 基本的事項

- (1) 令和6年度の一般会計予算の歳入歳出を試算したところ、令和6年度においては、社会保障関係経費や原油価格・物価高騰による増額が見込まれることから、320億円程度を目標規模とする。
- (2) 全ての事業の実施に当たっては、大きく変化した社会情勢に対応するため、前例踏襲という固定観念から脱却し、事業の統合や廃止も視野に入れて内容を十分に検討すること。また、新規事業は、原則、実施計画計上事業以外は、認めないこととするが、新規事業の計上に当たっては、既存事業の廃止・縮小等により財源を確保すること。また、既存事業を継続する場合には、各事業の費用対効果を十分に検証し、その効果が最大限発揮されるよう向上に努めるとともに、職員の働き方改革を推進するためにも、生産性・効率性を高めることにも努め、下記のとおりとする。
 - ① 実施計画計上事業については、計上経費以内で要求することとするが、再積算の結果、計上経費を超えて要求せざるを得ない場合は、課内又は部内で調整し、超過要求相当額を他の事業費から減額すること。
 - ② 実施計画計上外の事業の要求額の算出に際しては、別表1の「要求基準表」に基づきゼロベースから積算し、原則として令和5年度予算額以下で要求すること。なお、真に必要な経費以外は認めないものとする。
- (3) 年間の需要額を見込んだ通年予算とし、年度途中の補正は、制度改正に伴うもの及び災害関係経費等、真にやむを得ないもののみ行うものとする。
- (4) 市単独補助金については、大田原市補助金制度に関する基本指針（令和2年10月1日実施。以下「補助金基本指針」という。）に基づき、行政関与の必要性、市民ニーズ、費用対効果等を検証するとともに、その団体の自主財源の強化及び業務

運営の効率化を促し、補助金の継続、廃止、縮小等の検討を積極的に行い、原則として令和5年度予算額以下で要求すること。

(5) 原油価格・物価高騰への対応については、原油価格・物価の動向や、国等の対策を注視し、市民生活や市内事業者等の状況把握に努め、真に必要な支援策を検討すること。

(6) 経常経費に関わる原油価格・物価高騰の影響額については、実績や動向を勘案し、適切に見積り要求すること。

(7) 財政健全化検証委員会の検証結果については、見直し等の方向性を十分に検討し、検証内容を参考に予算要求すること。

第2 歳入に関する事項

(1) 市 税

市税については、経済情勢や税制改正等を十分勘案し、的確な判断により確実な年間収入見込額を計上すること。

(2) 地方交付税等

地方交付税については、地方財政計画等に留意しつつ、基準財政需要額及び基準財政収入額等積算に用いる基礎数値等を的確に見込むこと。地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金等についても経済情勢や関係法令等の改正等を勘案し見込むこと。

(3) 分担金及び負担金

事務事業の性格、実施規模及び受益の限度等を十分検討し、確実な見込額を計上すること。なお、各種未収金については収納率の向上に努めること。

(4) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に則り、適切かつ妥当な水準に留意し見積もること。令和6年度において料金見直し予定のものについては、見直し後の額で見込むこと。

(5) 国庫支出金及び県支出金

国県の施策の動向を的確に把握するとともに、国県等の補助制度を調査し、過大見積もりや超過負担を招くことがないよう的確な見積額を計上すること。市負担に大きく影響するような補助事業については安易に導入しないこととし、補助金の廃止や縮小が行われた場合は、原則として事業についても廃止又は縮小すること。

(6) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努め的確に見込むこと。また、財源の確保を図る観点から、未利用地等の売払い等を積極的に行うこと。

(7) 繰入金

財政調整基金等からの繰入れについては、極力繰入れを見合わせること。

(8) 諸収入

前年度実績を参考にして見込額を計上すること。

(9) 市債

後年度の財政負担を考慮し、地方交付税措置のある地方債（過疎対策事業債等）を優先して発行することとするが、発行額については元金償還額以下とすることを基調とし、財政負担の平準化を図ること。

(10) その他の収入

制度改正の動向、過去の推移等に留意し、的確に見込むこと。また、広告収入など積極的に財源の創出に努めること。

第3 歳出に関する事項

1 義務的経費

(1) 職員費

- ① 定員管理の合理化、適正化に努め、総務課において一括で見積もること。
- ② 補助事業等の事務費として職員費が認められるものについては、総務課と協議し、事業担当課において見積もること。
- ③ 定期昇給額について見積もること。
- ④ 時間外勤務手当については、長時間労働の改善を図ることを前提に、総務課において適切に見積もること。

(2) 報酬等

議員及び委員等の報酬は、現行制度により年間所要額を見積もること。

会計年度任用職員については、現行の業務内容及び業務量、令和6年度の事業計画等を勘案したうえで、正規職員が執務できる業務を行っていないか等、その必要性を十分に精査し、人員及び経費について必要最小限の要求を行うこと。

(3) 扶助費

国県等の制度改正を的確に把握し、年間所要額を見積もること。

なお、各種の市単独制度については、社会経済情勢の変化、国県制度との整合性、将来にわたって持続可能な制度であるかなど、十分検討した上で見積もること。

(4) 公債費

令和5年度発行見込額を含め、年間所要見込額を見積もること。

2 投資的経費

投資的経費については、その必要性、優先順位、費用対効果、現状及び将来の財政負担を十分に検証した上で要求すること。

補助事業の要求に当たっては、補助基本額以内を基本とし超過負担の解消に努めること。要求に際しては、実施計画に計上された事業費以内で要求することとし、実施

計画計上外事業については認めないものとする。

単独事業については、令和6年度において真に実施しなければならない事業のみを要求すること。

3 負担金

県及び那須地区の負担金審議会の審議結果に基づき決定することとするが、審議会に諮問されない団体等に対する負担金等については、原則として増額を認めないものとする。また、行政効果が希薄と思われるもの等については廃止を含めた見直しに努めること。

4 市単独補助金

基本的事項で示したとおり、補助金基本指針に基づき、十分検討を加え、徹底した整理合理化に努めること。なお、全ての補助金について、補助金基本指針の「補助金現況調書」を提出すること。

5 貸付金

その時々金融情勢等を勘案して、目的、効果、貸付条件、協調倍率など制度融資全般にわたり根底から精査するとともに、資金需要の実態、市中金融の動向等を勘案し、実情に即した内容にするよう預託のあり方等についても検討の上で所要額を見積もること。

6 需用費

需用費については、真に必要な経費以外は認めないものとする。

燃料価格・物価高騰により単価の上昇が見込まれるため、コスト意識を持ち、節約、節電及びペーパーレスなどを徹底すること。

なお、食糧費については、飲物類を除いて原則として認めないものとし、特に必要な場合は、「食糧費予算要求説明書」を提出すること。

第4 継続費

継続費の見積りに当たっては、総事業費及び年割額を的確に把握すること。

第5 債務負担行為

債務負担行為は、地方債と同様に後年度負担を義務付けるものであり、将来の財政硬直化をもたらす要因ともなるため、設定に当たっては十分留意して見積もること。

長期継続契約を締結できる契約については、長期継続契約を活用し節減の合理化に努めた上で見積もること。なお、年間支出額が1千万円を超える契約については、従来どおり債務負担行為が必要となるので留意すること。

第6 特別会計

特別会計については、その設置の趣旨を踏まえつつ、前記した事項に準じて収支の均衡を図り、関係事務事業の見直し・検討を行った上で見積もること。

第7 公営企業会計

公営企業会計については、企業的性格を十分に発揮し、なお一層の経営合理化を推進し、経費節減に努め、独立採算性の確保に努めるものとする。また、一般会計からの繰入れ等が必要な場合であっても、その額を圧縮するよう努めること。

第8 予算見積書の提出期限等

- 1 提出期限 令和5年10月31日（火）
- 2 提出先 財政課財政係
- 3 提出書類及び部数
 - (1) 歳入予算見積書 1部
 - (2) 歳出予算要求書 3部
 - (3) 継続費見積書 1部
 - (4) 債務負担行為見積書 1部
 - (5) 補助金現況調書 1部 ※市単独補助金について提出すること。
 - (6) 庁用自動車更新要求書 1部 ※新規購入は認めない。車両更新の場合は、原則、EV、FCV、PHEV等、脱炭素に配慮した車両とすること。
 - (7) 食糧費予算要求説明書 1部
 - (8) その他予算見積資料 1部 ※原則データ提出とすること。
 - (9) 予算編成チェック表 1部

※見積書、施工箇所図、積算資料等についても、提出を求めるが、必要最小限のものとし、個人情報記載された資料については提出しないこと。

- 4 予算事情聴取等の日程については、追って通知することとする。

第9 その他の事項

令和6年度当初予算見積データ入力は、各課委員会等事務局で行い、予算事情聴取結果による変更データの入力事務については、財政課で行うこととする。

なお、予算見積データの入力事務等は10月2日（月）から10月31日（火）までとする。

令和6年度予算編成スケジュール

9月 5日 (火)	定例庁議 (予算編成方針決定)
9月 6日 (水)	予算編成方針通知
9月29日 (金)	予算単価表等の掲示 ※予算編成説明会は実施しない
10月 2日 (月) ~ 10月31日 (火)	予算見積書データ入力
10月31日 (火)	歳入歳出予算見積書等提出期限
11月上旬~12月下旬	部長査定 (各課委員会等事情聴取)
1月上旬	副市長査定
1月中旬	市長査定 (当初予算 (案) 決定)
2月上旬	予算内示 議会全員協議会報告、記者会見
2月下旬	市議会定例会提案

別表1 要求基準表

経費の区分	要求基準
1 職員費、公債費、還付金等 義務的経費	所要見込額とするが、過大な見積りとならないよう留意すること。
2 扶助費	補助、単独を問わず、対象人数、単価等を的確に把握し、年間所要額を適正に見積ること。
3 普通建設事業費（単独）	実施計画内示額以下とする。
4 普通建設事業費（補助）	実施計画外事業については、真にやむを得ない事業とし、過大な見積りとならないよう留意すること。
5 県営事業負担金	所要見込額とする。
6 災害復旧費	所要見込額とするが、過大な見積りとならないよう留意すること。
7 施設維持修繕費	公共施設個別施設計画計上事業、実施計画計上事業及び緊急性の高い事業のみとするが、実施計画計上事業であっても再度、必要性及び緊急性を十分に確認し要求すること。
8 市単独補助金 （各種団体・個人）	補助金基本指針に基づき、公益性、必要性、妥当性、費用対効果、対象団体の収支状況（繰越金の過多）を精査し、原則として令和5年度予算額以下とすること。
9 政策的事業経費	<p>実施計画計上事業を優先するが、継続事業にあっては、原則として令和5年度当初予算額以下とすること。</p> <p>新規事業は、原則、実施計画計上事業以外は認めないが、計上する場合は、既存事業の廃止・縮小等により財源を確保すること。</p>
10 経常経費（需用費、旅費、 役務費、使用料・賃借料、 備品購入費等）	<p>真に必要な経費以外は認めないものとする。</p> <p>※原油価格・物価高騰に伴う影響額の積算は適切に見積もること。</p>